

■第351回食品安全委員会

日時：平成22年10月14日（木）14：00～14：20

傍聴者：2名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「エタルフルラリン」に係る食品健康影響評価について

・「エタルフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を、 $0.039\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2）農薬「ベンフルラリン」に係る食品健康影響評価について

・「ベンフルラリンのADIを、 $0.005\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での食用作物への農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3）清涼飲料水関連物質「シアン」に係る食品健康影響評価について

・「シアンの耐容一日摂取量（TDI）を、シアンイオンとして、 $4.5\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、評価書の一部表記について確認し、必要に応じ修正した上で、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*シアンは、通常、水道水中にほとんど含まれない物質ですが、メッキ工場などからの排水中にシアンイオンとして含まれることがあります。水道水中にシアンイオンが含まれる場合、塩素消毒等により、塩化シアンが生成されます。また、シアン化物の生体内の代謝物として知られているチオシアン酸塩類は、合成樹脂、殺虫殺菌剤、試薬、メッキなどに使用されており、塩素処理を受けると塩化シアンが生成されます。

4）遺伝子組換え食品等「VAL-No. 2株を利用して生産されたLーバリン」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料として使用される食品添加物です。

（2）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成22年9月分）について

・事務局から報告。